附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十条中「二十九年適用日」を「三十一年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年適用日をいう。次条及び附則第十二条において同じ。）」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十一条中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十二条第一項中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第八十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の八第一号ロの規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第六項中「予算」の下に「又は平成二十八年度の一般会計補正予算（第2号）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第八十一号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の一の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百三条第一項（主務大臣等）に規定する主務大臣の書類とする。

第二条中「別表第三の一の項の第四欄」を「別表第三の一の二の項の第四欄」に改め、同条第一号中「別表第三の一の項の第三欄の第一号」を「別表第三の一の二の項の第三欄の第一号」に、「同表の一の項の第一欄」を「同表の一の二の項の第一欄」に改め、同条第二号中「別表第三の一の項の第三欄の第三号」を「別表第三の一の二の項の第三欄の第三号」に改め、同条第三号中「別表第三の一の項の第三欄の第四号に掲げる」を「別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に掲げる」に改め、同号イ(1)から(3)までの規定中「別表第三の一の項の第三欄の第四号」を「別表第三の一の二の項の第三欄の第四号」に改め、同号ロ中「の法別表第三の一の項の第三欄の第四号」を「の法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号」に、「が法別表第三の一の項の第三欄の第四号」を「が同号」に改める。

第二条の二第一項中「別表第三の一の二の項の第四欄」を「別表第三の一の三の項の第四欄」に改め、同項第二号ロ中「別表第三の一の二の項の第三欄」を「別表第三の一の三の項の第三欄」に改め、同条第三項中「別表第三の一の三の項の第四欄」を「別表第三の一の四の項の第四欄」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百七十号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「外国人に係る研修及び」を「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省・厚生労働省告示第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九十七条第一号及び第二号の規定に基づき、外国人技能実習機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を次のように定める。

平成二十八年十一月二十八日　　法務大臣　金田　勝年

厚生労働大臣　塩崎　恭久

外国人技能実習機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関

一　有価証券

イ　地方債

ロ　政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

二　金融機関

イ　銀行

ロ　長期信用銀行

ハ　全国を地区とする信用金庫連合会

ニ　全国信用協同組合連合会

ホ　労働金庫連合会

ヘ　農林中央金庫

ト　株式会社商工組合中央金庫

○財務省告示第三百三十七号

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件（平成二十八年三月財務省告示第百号）を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

前文中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

本文中「。以下「改正令」という。」及び「（以下「限度額」という。）」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）